

## 四條畷市職員提案規程

四條畷市職員提案規程（昭和57年規程第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、市行政全般について職員の創意工夫による提案を奨励し、その実現を図ることにより、職員の創造力及び研究心並びに市政運営への参加意欲を高めるとともに、市民サービスの向上及び行政の効率化に資することを目的とする。

（提案の要件）

第2条 提案は、具体的かつ実現性があり、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）市民サービスの向上に役立つもの
- （2）市のイメージアップにつながるもの
- （3）事務事業の改善及び能率向上につながるもの
- （4）収入の増加及び経費の節減になるもの
- （5）その他公益上有効であるもの

（提案として扱わないもの）

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、提案として扱わない。

- （1）匿名のもの
- （2）提案をしようとするものが所属する部署が主体となる事業と認められるもの
- （3）単なる批判、不平又は苦情であるもの
- （4）個人的な人事に関するもの
- （5）問題点の指摘のみで具体的な改善内容の表現に欠けるもの
- （6）第1条の目的に反すると認められるもの

（提案者の資格）

第4条 提案をすることができる者は、職員（再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）とし、個人又はグループによることができる。ただし、四條畷市職員提案審査会（以下「審査会」という。）の委員である職員は、提案をすることができない。

（提案の時期及び方法）

第5条 提案は、期間を定めて募集することができる。

- 2 市長は、特定の事項については、特に期間を定めて提案を募集することができる。
- 3 提案は、総合政策部秘書政策課長（以下「秘書政策課長」という。）に提出するものと

する。

- 4 秘書政策課長は、前項の規定により提案の提出があったときは、速やかに、その写しを市長に提出しなければならない。

(提案の審査)

第6条 提案の審査は、一次審査に当たっては総合政策部長が行い、二次審査に当たっては審査会が行う。

- 2 同種の提案は、提案受理の順位をもって審査する。

(審査会の組織及び会議の運営等)

第7条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、教育長、理事級及び部長級の職員をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 8 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 9 委員がやむを得ない事由により欠席する場合は、その委員が指名する者を代理人として出席させることができる。
- 10 委員長は、必要と認める職員の出席を求めることができる。
- 11 審査会の庶務は、秘書政策課において処理する。

(審査結果の通知)

第8条 総合政策部長及び審査会は、提案の採否を決定したときは、秘書政策課長を通じて、当該提案をしたものにその旨を通知するものとする。

(公表及び表彰)

第9条 秘書政策課長は、職員の研究の取組を広く紹介するため、受理した提案の要旨などを公表するものとする。

- 2 市長は、採用された提案のうち特に優秀であると認めるものについて、その提案を行ったものに対して表彰するものとする。

(提案の実施)

第10条 市長は、採用された提案について、当該提案に係る事務を所掌する課長に対し、

研究、検討その他必要な措置を命ずるものとする。

(提案の方法及び審査等に関する細目)

第11条 第5条から前条に定めるもののほか、提案の方法及び審査その他提案の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(権利の帰属)

第12条 この規程に基づく提案に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

(事務を所掌する組織)

第13条 提案の実施に関する事務は、第10条の規定によるものを除き、総合政策部秘書政策課において行う。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。